

2008年11月21日

東京商工会議所

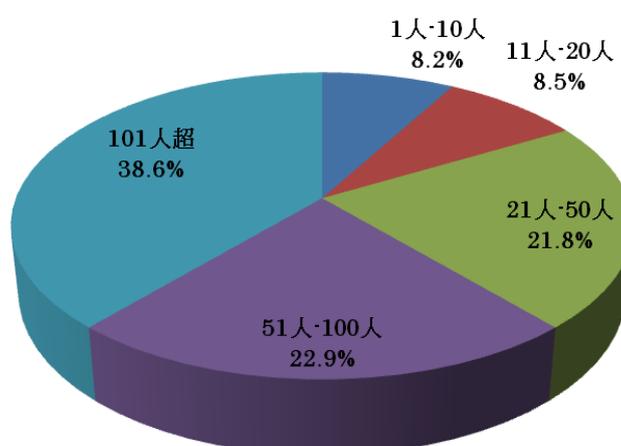
裁判員制度に関するアンケート（平成20年度版）

調査対象：最高裁判所・東京商工会議所共催「裁判員制度 映画上映会・説明会（H20.10.29）」

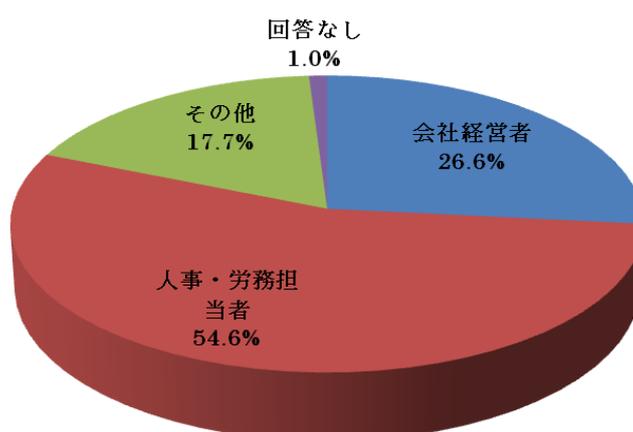
出席者（454名）に対して実施。回答数：293

調査方法：アンケート調査方式（配布資料による配布・回収）

回答者所属企業の従業員数（N=293）



回答者の属性（N=293）

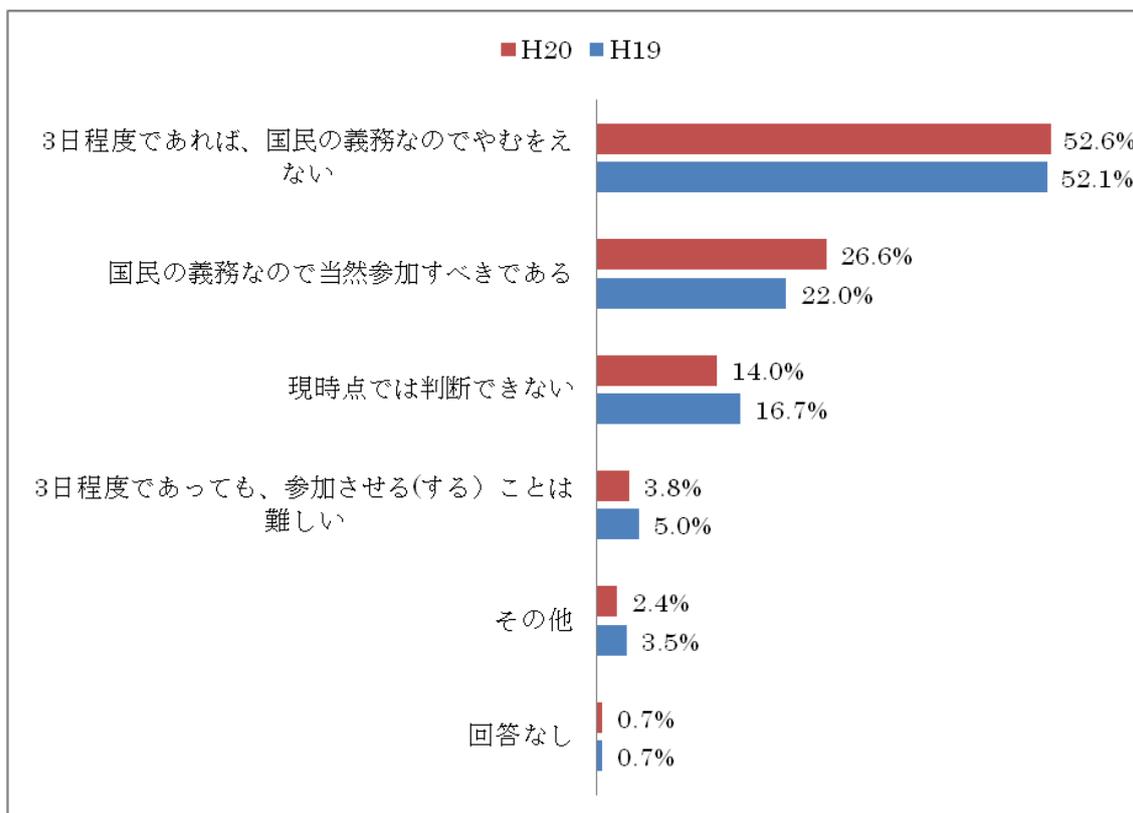


1. 裁判員制度についてどのように考えるか【N=293】

～拘束期間が3日程度であれば、約8割が裁判員制度に協力する意向～

「拘束期間が3日程度であれば、国民の義務なのでやむをえない」が52.6%（昨年度52.1%）、「国民の義務なので当然参加すべきである」が26.6%（同22.0%）、裁判員制度に協力するという意向を示す回答をあわせて79.2%（同74.1%）となり、昨年度と比較してやや増加している。この傾向は従業員数が少ない企業でも同様であった。

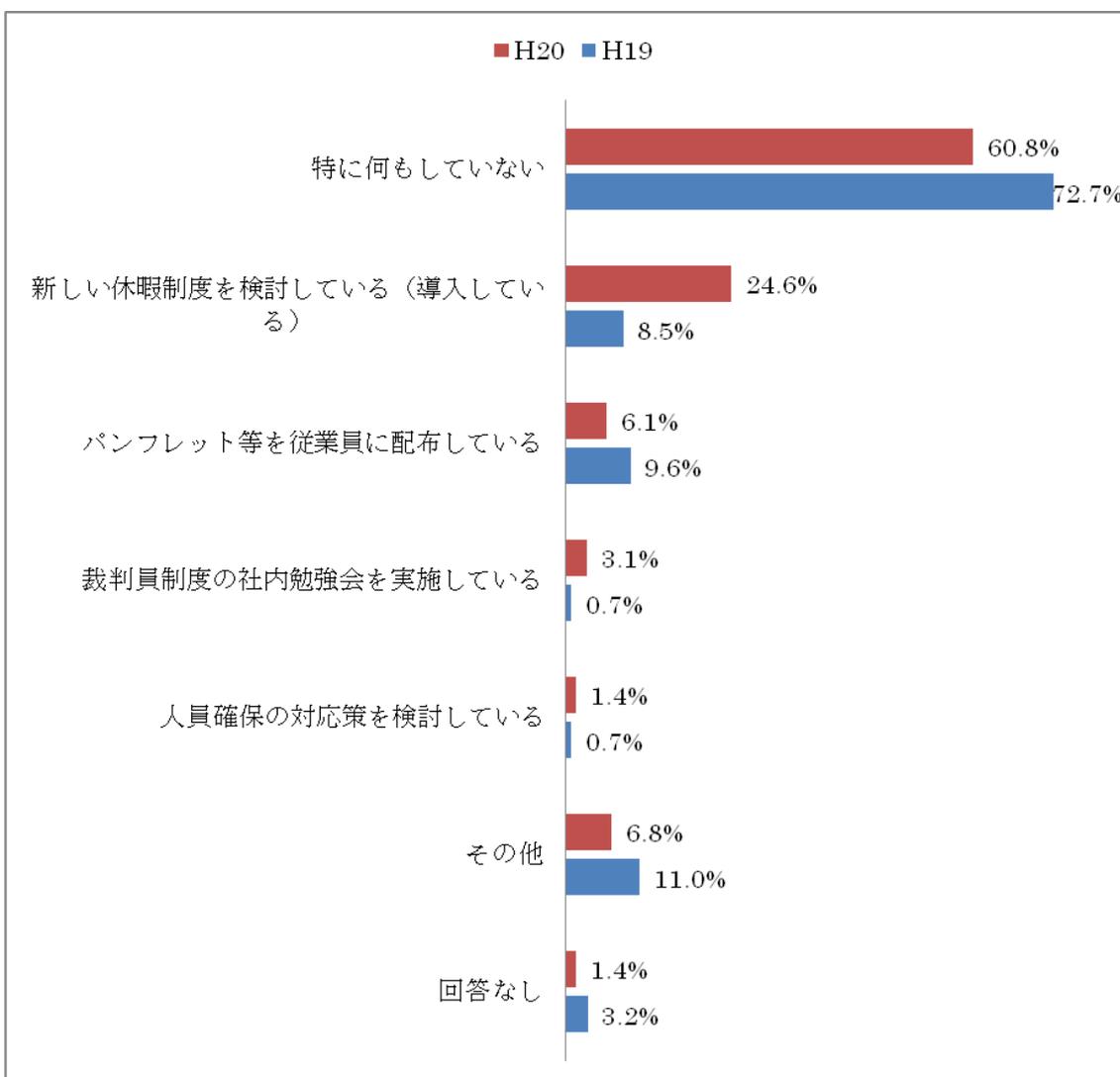
また、「現時点では判断できない」は14.0%（同16.7%）、「3日程度であっても、参加させる（する）ことは難しい」は3.8%（同5.0%）であった。



2. 社内における裁判員制度への対応状況【N=293】【MA】

～具体的な対応は今後の課題。「特に何もしていない」は6割超～

「特に何もしていない」が60.8%（昨年度72.7%）となり、依然として大半の企業が制度への対応について社内で検討していないものの、昨年度と比較して検討を行った企業は増加している。また「新しい休暇制度を検討している（すでに導入している）」が24.6%（同8.5%）となり、昨年度と比較して大幅に増加している。



3. 自由記入欄に寄せられた意見

～「辞退できる理由」の運用について配慮を求める声～

辞退することができる理由（裁判員法第16条など）についてどのように考えるかを自由記入形式（全77件）で聞いたところ、「辞退することができる場合をより具体的に示してほしい」（15件）といった意見や、「中小・零細企業は大企業と違い人員に余裕がないため、特に考慮してほしい」（8件）といった意見など、人員の補充がしにくい中小企業に一層の配慮を求める意見が寄せられた。また、「裁判員候補者が参加できる時期を事前登録できるようにするなど、柔軟な運用にしてほしい」（6件）といった意見もあった。

また制度全般に関するその他の意見は59件あり、「逆恨みが怖い」などとしてプライバシーの保護の徹底を求める意見（9件）、「裁判員制度に対する情報が足りないので広報用パンフレット等をもっと企業に配布してほしい」（8件）といった意見があった。

他にも「裁判員は素人なので声の大きな人に影響されてしまうのではないか」（7件）、「重大事件に参加した裁判員の心のケアもしてほしい」（5件）などの意見があった。

なお、裁判員制度自体に疑問を投げかける意見が10件あった。

本調査に関するご照会先
東京商工会議所 産業政策部
TEL:03-3283-7630, 7625